

○文部科学省令第十号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定

で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（子に類する者） 第一条の二 法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、 第十条第四項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の扶養親族（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。）第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいづれかの子を除く。）である者を除く。以下同じ。）である者（生計維持者のいづれかの子を除く。）及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。 （大学の確認要件） 第二条 法第三条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいづれにも適合するものであることとする。 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び法第四条第一項の規定による授業料等の減免の対象者が在学できないことが明	「条を加える。」 （大学の確認要件） 第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいづれにも適合するものであることとする。 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）

らかにされているものを除く。をいう。第三号ハ、第十條第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。ごとの、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二 四 「略」
2 4 「略」

第三條 法第三條第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 「略」

二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ 「略」

ハ 直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等学校の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号、次条第六項及び附則第三條第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。次条第六項及び附則第三條第三項において同じ。）が次の（1）又は（2）に掲げる大学等の区分に同じ、それぞれ（1）又は（2）に定める割合以上であること。

（1） （2） 「略」

（大学等の確認要件の特例）
第四條 「略」

ごとの、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二 四 「同上」
2 4 「同上」

第三條 法第七條第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 「同上」

二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ 「同上」

ハ 直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等学校の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三條第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項において同じ。）が次の（1）又は（2）に掲げる大学等の区分に同じ、それぞれ（1）又は（2）に定める割合以上であること。

（1） （2） 「同上」

（大学等の確認要件の特例）
第四條 「同上」

4 2・3 「略」

確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一 次のイ及びロのいずれにも該当する場合

イ

直前の年度に当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

ロ

前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収容定員の充足率が五割以上である場合

二

地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして文部科学大臣が認める場合

5

確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして法第三条第一項に規定する文部科学大臣等（以下単に「文部科学大臣等」という。）が認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

6

法第十三条第一項の規定により確認（法第三条第一項の確認をいう。以下単に「確認」という。）を取り消された大学又は高等専門学校（現に確認大学等であるものを除く。）のうち、前条第二号ハに該当しないものが、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、直前三年度のいずれの年度においても、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、前条第二号の基準に適合したも

4 2・3 「同上」

確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一 直前の年度に当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

「イを加える。」

「ロを加える。」

二

前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収容定員の充足率が五割以上である場合

5

確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして法第七条第一項各号に掲げる者（以下「文部科学大臣等」という。）が認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

「項を加える。」

のとみなす。

一 当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

二 当該大学又は高等専門学校の収容定員の充足率が六割以上である場合

（確認の申請等）

第五条 大学等の設置者は、確認を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

3 2 「略」

確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（次項、第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

一 「略」

二 前年度に第十五条第一項の規定により法第四条第一項の確認（以下「減免認定」という。）又は法第六条第一項の確認（以下「減免変更認定」という。）の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

三 「略」

四 前年度に第十八条第一項第四号の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（確認の申請等）

第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

3 2 「同上」

確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

一 「同上」

二 前年度に第十五条第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

三 「同上」

四 前年度に第十八条第一項第四号の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

4

第一項若しくは第二項の規定による確認申請書の提出又は第三項の規定による更新確認申請書の提出は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいう。第十一条第五項及び第十三条第六項において同じ。）により行うものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第五条の二 施行令第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十一条第二項の規定による検査が行われた日から十日以内に、当該検査が行われた日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（確認の公表）

第六条 法第三条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第八条 確認大学等の設置者は、法第七条第一項第一号又は第三号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなったときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

2 法第七条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（減免認定又は減免変更認定のための選考）

第九条 減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者がそれぞれ次条第一項

「項を加える。」

（聴聞決定予定日の通知）

第五条の二 大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十三条第二項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（確認の公表）

第六条 法第七条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第八条 確認大学等の設置者は、法第九条第一項第一号又は第三号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなったときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

2 法第九条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条 法第八条第一項の規定による認定（以下「授業料等減免対象者」としての認定」という。）は、授業料等減免を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学す

又は第六項に規定する選考により行うものとする。

「項を削る。」

2

減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 五 「略」

第十条 減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 過去に減免認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であつて過去に第十五条第一項に規定する減免認定又は減免変更認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

二 八 「略」

九 同時に二以上の確認大学等に在学する学生等にあつては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行つてゐる者

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していないものにあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、

る確認大学等の設置者が次条第一項に規定する選考により行うものとする。

2

前項の場合において、授業料等減免を受けようとする学生等が独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であるときは、当該学生等は、次条第一項に規定する選考の結果、その在学する確認大学等の設置者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなす。

3

授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 五 「同上」

第十条 授業料等減免を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であつて過去に第十五条第一項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

二 八 「同上」

九 二以上の確認大学等に在学する学生等にあつては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行つてゐる者

2 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特

特に優れた者であると認められること。

イ・ロ 「略」

二 選考対象者のうち前号に該当しないものにあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。

イ・ロ 「略」

三 選考対象者のうち法第四条第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、次のいずれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。

イ 当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当する者であること。

ロ 当該選考対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ 当該選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額が三億円未満であること。

四

選考対象者のうち法第四条第二号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、当該選考対象者及びその生計維持者の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。

イ 減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）次の（1）又は（2）に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ

（1）又は（2）に定める額

（1）特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要

に優れていると認められること。

イ・ロ 「同上」

二 選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ・ロ 「同上」

「号を加える。」

三

選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）次の（1）又は（2）に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ

（1）又は（2）に定める額

（1）多子世帯における生計維持者の扶養親族（施行

性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者 十五万四千五百円未満

(2) 「略」
ロ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額 五千万円未満

3 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に減免認定を受けたことがあるものに係る特に優れた者であることに係る判定は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れた者であると認められることとする。

4 「略」
一・二 「略」
「項を削る。」

5 第二項第四号イ(1)の規定による公示は、インターネッ

令第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者又は特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者 十五万四千五百円未満

(2) 「同上」
ロ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額 二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満）

3 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

4 「同上」
一・二 「同上」

5 第二項第三号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

6 第二項第三号イ(1)の規定による公示は、インターネッ

6 トの利用その他の適切な方法により行うものとする。
減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者（

法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。
以下同じ。）に係る選考は、次の各号に掲げる授業料等
減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基
準及び方法により行うものとする。

一 法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者
（以下「第一号授業料等減免対象者」という。） 第

二 項第四号に掲げる方法により、法第四条第一項第二
号の認定事由に該当する者であると認められること。

二 法第四条第二項第二号に掲げる授業料等減免対象者
（以下「第二号授業料等減免対象者」という。） 第

二 項第三号に掲げる方法により、法第四条第一項第一
号の認定事由に該当する者であると認められること。

7 確認大学等の設置者は、第一項及び第六項の選考を行
うに当たっては、機構省令第二十三条の二の規定により

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。
）が行う給付奨学生認定に係る選考の結果その他の機構
の保有する情報（次条第三項において「機構選考結果等
」という。）を活用して行うことができる。

（減免認定又は減免変更認定に係る減免申請書記載事項
等）

第十條の二 法第五條第一項（法第六條第二項において準

用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、
減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等に係
る次の各号（当該学生等が減免変更認定を受けようとし
る場合にあっては、第一号）に掲げる事項とする。

一 氏名、出生の年月日及び住所

2 二 過去に授業料等減免を受けたことがあるか否かの別
法第五條第一項の文部科学省令で定める書類は、次の
各号に掲げる学生等の区分に応じ、それぞれ当該各号に
定めるものとする。

一 前條第二項第一号に該当する選考対象者である学生
等 学業成績に関する書類及び確認大学等における学

トの利用その他の適切な方法により行うものとする。
「項を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

修の計画に関する書類

二 前条第二項第一号に該当しない選考対象者である学生等 確認大学等における学修の計画に関する書類

3 法第五条第一項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考を行う確認大学等の設置者が、機構選考結果等を活用することにより、学生等が特に優れた者であることを確認できる場合とする。

(認定の申請等)

第十一条 減免認定を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書（法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の申請書をいう。以下この条から第十一条の三までにおいて同じ。）及び法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の書類（以下この条から第十一条の三までにおいてこれらを「減免申請書等」という。）を当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出するものとする。

2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等の設置者に提出するものとする。

3 確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書の提出があったときは、当該減免申請書を提出した学生等に係る第十条第一項の選考を行うものとする。

4 確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要な書類の提出を受けるようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

5 第一項又は第二項の規定による減免申請書等の提出及

(認定の申請等)

第十一条 授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条から第十一条の三までにおいて「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。

2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。

3 確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書の提出があったときは、当該減免申請書を提出した学生等に係る選考を行うものとする。

4 確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要な書類の提出を受けるようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

「項を加える。」

び第四項の書類の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

6 確認大学等の設置者は、第十条第一項の選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者であると認めるときは、当該減免認定を行うとともに、当該減免認定に係る授業料等減免対象者に対し、減免認定を行った旨及び授業料等減免の額並びに施行令第二条第一項第二号イからニまでに掲げる区分（法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を行うべき者である場合に限る。）を通知するものとする。

7 前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の設置者の定める授業料等（授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。

8 確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第四項中「学生等」とあるのは「授業料等減免対象者」と、第一項中「当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）」に提出」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者に提出」と、第三項、第四項、第五項及び第七項中「確認大学等の設置者」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者」と、第三項及び第六項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第六項」と読み替えるものとする。

（授業料減免の始期及び終期）
第十一条の二 授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等

5 確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者であると認めるときは、授業料等減免対象者としての認定を行うとともに、当該授業料等減免対象者に対し、その旨並びに減免額算定基準額の区分（施行令第二条第一項各号に掲げる区分をいう。）及び授業料等減免の額を通知するものとする。

6 前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の定める授業料等（授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。

7 確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

「項を加える。」

（授業料減免の始期及び終期）
第十一条の二 授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等

減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する年の十月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する年の四月

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第十一條の三 第十九條第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、前條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 第十九條第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が確認大学等への入学前であり、確認大学等に入学後三月以内の日までに減免申請書等を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が確認大学等への入学前であり、確認大学等に入学後三月を経過して減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月

三 事由発生日が確認大学等への入学後であり、当該事由発生日以後に減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月

減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する年の十月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する年の四月

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第十一條の三 第十九條第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、前條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 第十九條第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する月

三 事由発生日が入学後である者 当該減免申請書を提出した日の属する月

（授業料等減免対象者の学業成績の判定）
第十二条 確認大学等の設置者は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。））（第十六条第二号において「短期大学等」という。）については、学年の半期）ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

（授業料等減免対象者の収入額及び資産額等の判定等）
第十三条 確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者について、それぞれ当該各号に定める判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

（授業料等減免対象者の収入額及び資産額等の判定等）
第十三条 確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

一 第一号授業料等減免対象者 次のイからハまでに掲げる判定

イ 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当するかどうかの判定

ロ 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であるかどうかの判定

ハ 当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当するかどうかの判定

二 第二号授業料等減免対象者 次のイ及びロに掲げる判定

（授業料等減免対象者の学業成績の判定）
第十二条 確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。））（第十六条第二号において「短期大学等」という。）については、学年の半期）ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

（授業料等減免対象者の収入額及び資産額等の判定等）
第十三条 確認大学等は、毎年、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

（授業料等減免対象者の収入額及び資産額等の判定等）
第十三条 確認大学等は、毎年、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

イ 当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当するかどうかの判定

ロ 当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定

2 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第四号に定める額未満かどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。

3 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者に対し、当該確認大学等の設置者が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。

4 確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定を行うに当たっては、機構省令第二十三条の七に規定する適格認定における収入額・資産額等の結果その他の機構の保有する情報を活用して行うことができる。

6 5 「略」

第三項の書類の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

第十四条（授業料減免の額の変更）
確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

2 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。

3 確認大学等は、授業料等減免対象者に対し、確認大学等が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。

4 第一項及び第二項の場合において、機構省令第二十三条の七第一項及び第二項の規定により機構が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者については、第一項及び第二項の規定により当該確認大学等が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者とみなす。

5 「同上」
「項を加える。」

第十四条（授業料減免の額の変更）
確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

2 確認大学等の設置者は、前条第二項の規定による判定の結果、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

3 確認大学等の設置者は、前二項に定めるもののほか、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

(生計維持者の変更等の届出)

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があったときは、確認大学等の設置者が定めるところにより、当該変更又は更新のあった事項を当該確認大学等の設置者に届け出るものとする。

(認定の取消し等)

第十五条 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定を取り消すものとする。

一 三 「略」

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

3 確認大学等の設置者は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

第十六条 授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、当該減免認定又は減免

2 確認大学等の設置者は、前条第二項の規定による判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

3 確認大学等の設置者は、前二項に定めるもののほか、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

(生計維持者の変更等の届出)

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があったときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあった事項を確認大学等に届け出るものとする。

(認定の取消し等)

第十五条 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消すものとする。

一 三 「同上」

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

3 確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

第十六条 授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が当該授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、当該授業料

変更認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一・二 「略」

第十七条 確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並びに当該取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。

（認定の効力の停止等）

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することのできる期間内に第九条第三項各号に該当することとなった者を除く。）。

二 日本国籍を有せず、第九条第二項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

三 五 「略」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなったとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなかった場合

(2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の

等減免対象者としての認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一・二 「同上」

第十七条 確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並びに当該取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。

（認定の効力の停止等）

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第三項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することのできる期間内に第九条第三項各号に該当することとなった者を除く。）。

二 日本国籍を有せず、第九条第三項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

三 五 「略」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなったとき。

「イを加える。」

扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る
法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の
合計が三人未満となった場合

(3) 当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維
持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第
三号ハに定める額に該当しなくなった場合

ロ 第二号授業料等減免対象者 当該第二号授業料等

減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額
算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二
項第四号に定める額に該当しなくなった場合

七 第二号授業料等減免対象者が公示対象学部等に在学
しなくなったとき（施行令第二条第二項本文に規定す
る方法によって算定した額が五万三千三百円以上十五万
四千五百円未満である場合に限る。）

八 確認大学等の設置者の定める日までに第十三条第三
項の規定により提出を求められた書類をその在学する
確認大学等の設置者に提出しないとき

九 確認大学等の設置者の定める日までに第十四条の二
の規定による届出をその在学する確認大学等の設置者
に対し行わないとき

十 前九号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更
認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から
申出があったとき

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が
停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げ
る者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは
減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除される
ものとする。

一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍
を有することとなったとき又は第九条第二項各号のい
ずれかに該当することとなったとき

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額
・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業

「ロを加える。」

七 公示対象学部等に在学しなくなったとき（施行令第
二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が
五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である者）第
十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の
扶養親族を除く。）に限る。）

八 確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定
により提出を求められた書類をその在学する確認大学
等提出しないとき

九 確認大学等の定める日までに第十四条の二の規定に
よる届出をその在学する確認大学等に対し行わないと
き

十 前九号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者と
しての認定の効力の停止について、授業料等減免対象
者から申出があったとき

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の
効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号
に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められる
ときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の
停止が解除されるものとする。

一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍
を有することとなったとき又は第九条第三項各号のい
ずれかに該当することとなったとき

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額
・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びそ

料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなったとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

(1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当することとなった場合

(2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となった場合

ロ (3) 当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当することとなった場合
第二号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(1) 当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当することとなった場合

(2) 公示対象学部等に在学することとなった場合（当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満であつて、これらの者が有する資産の合計額が五千万円未満である場合に限る。）

七 前項第七号に該当する者 公示対象学部等に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）又は適格認定

の生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき又は公示対象学部等に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）。「イを加える。」

「ロを加える。」

七 前項第七号に該当する者 公示対象学部等に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）又は適格認定

- における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当することとなったとき。
- 八 前項第八号に該当する者 第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等の設置者に提出したとき。
- 九 前項第九号に該当する者 届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等の設置者に届け出たとき。
- 十 前項第十号に該当する者 減免認定又は減免変更認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。
- 3 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、当該授業料等減免対象者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。
- 一 第一項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止されたとき。
- 二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されたとき。
- 4 第一項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止され、又は第二項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又ははその解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。
- 5 「略」

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 選考対象者（法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとする者に限る。）第三号及び第四号において同じ。）若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項

- における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。
- 八 前項第八号に該当する者 第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出したとき。
- 九 前項第九号に該当する者 届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等に届け出たとき。
- 十 前項第十号に該当する者 授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。
- 3 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。
- 一 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたとき。
- 二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたとき。
- 4 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止され、又は第二項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又ははその解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。
- 5 「同上」

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に減免認定又は減免変更認定を受けている学生等にあつては、授業料減免の額を変更すること）が必要となつた場合

三 「略」

四 選考対象者又は授業料等減免対象者が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校（学部等に限る。））に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であつて、施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

2
「略」

別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。）。
停止	一 「略」
警告	二 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。
	三 履修科目の授業への出席率が六割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
	四 「略」
	次の各号のいずれかに該当すること（災

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に授業料等減免対象者としての認定を受けている学生等にあつては、授業料減免の額を変更すること）が必要となつた場合

三 「同上」

四 選考対象者又は授業料等減免対象者（第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校（学部等に限る。））に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であつて、施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

2
「同上」

別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。）。
停止	一 「同上」
警告	二 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。
	三 履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
	四 「同上」
	次の各号のいずれかに該当すること（災

備考 一〽三 「略」	
	害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。）。 一 修得した単位数の合計数が標準単位数の七割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。 二・三 「略」
備考 一〽三 「同上」	
	害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。）。 一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。 二・三 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一号を次のように改める。

殿

〔設置者の名称〕

〔代表者の役職〕

〔代表者の氏名〕

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 (いづれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にシ点 (☑) を付けて下さい。

- ☐ 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。
- ☐ 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にシ点 (☑) を付けて下さい。

- ☐ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- ☐ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☐ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があります。また、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☐ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にシ点(☑)を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

□ 「[1]実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☐ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☐ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

□ 「[2]-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

□ 「[2]-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

□ 「[3]厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☐ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☐ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【**再掲**】

□ その他

- ☐ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☐ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	学校名	
設置者名		

Ⅰ. ①直前３年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請２年度前の決算	円	円	円
申請３年度前の決算	円	円	円

Ⅰ. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

Ⅱ. 申請校の直近３年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度（申請年度）	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、Ⅱ. 申請校の直近３年度の全ての収容定員充足率が８割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度（申請年度）５月１日時点の状況について

(A) 又は (B) のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況 (A) 学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況 (B) 学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況	人	人	%

(Ⅰ. ②)の補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二号の四―①別紙を次のように改める。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が10人の場合には、「10人」と記載すること。

学校コード (3桁)	
学校名 (OO大 学)	
設置者名 (学校法人OO学園 等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数		人 () 人	人 () 人	人 () 人
※括弧内は多子世帯の学生等 (内数)				
※家計急変による者を除く。				
内訳	第Ⅰ区分	人	人	
	(うち多子世帯)	() 人	() 人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	(うち多子世帯)	() 人	() 人	
	第Ⅲ区分	人	人	
	(うち多子世帯)	() 人	() 人	
	第Ⅳ区分 (理工農)	人	人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	人	人	
	区分外 (多子世帯)	人	人	
	家計急変による支援対象者 (年間)			人 () 人
(備考)				人 () 人

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他の不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当（単位制によりない専門学校にあつては、履修科目の単位同数で廃止の基準に該当）	人	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人	人
※「停止」となった場合を除く。	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められず、過つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	人	前半期	後半期
人	人	人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）及び専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）及び専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当（単位制に上らない専門学校においては、履修科目の単位対当数は警告の基準に該当）	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修態度が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

様式第二号の四―②別紙を次のように改める。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が10人の場合には、「10人」と記載すること。

学校コード (3桁)	
学校名 (OO大 学 等)	
設置者名 (学校法人OO学園 等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数		人 () 人	人 () 人	人 () 人
※括弧内は多子世帯の学生等 (内数)				
※家計急変による者を除く。				
内 訳	第Ⅰ区分	人	人	
	うち多子世帯	() 人	() 人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	うち多子世帯	() 人	() 人	
	第Ⅲ区分	人	人	
	うち多子世帯	() 人	() 人	
	第Ⅳ区分 (理工農)	人	人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	人	人	
	区分外 (多子世帯)	人	人	
	家計急変による 支援対象者 (年間)			人 () 人
(備考)				人 () 人

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他の不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前学期	後学期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当（単位制によりない専門学校にあつては、履修科目の単位同数で廃止の基準に該当）	人	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人	人
※「停止」となった場合を除く。	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められず、過つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	人	前学期	人
		後学期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）及び専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等がF位4分の1	人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）及び専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当（単位制に上らない専門学校においては、履修科目の単位対当数は警告の基準に該当）	人	人	人
GPA等がF位4分の1	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修態度が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第二条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第三条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条に規定する要件を満たす専攻科を含む。）同条を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業生（高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）であつて、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの 二 支援法第二条第四項に規定する確認大学等（以下単に「確認大学等」という。）に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする認定試験合格者等（試験規則第三条の規定により高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となつた年度（次号ニにおいて「認定試験受験資格取得年度」という。）の初日から認定試験合格者等となつた日までの期間が五年を経過していない者（五年を経過した後も引き続き入学しようとする者）
改正前	第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。次号において「支援法」という。）第七條第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条に規定する要件を満たす専攻科を含む。）同条を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業生（高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）であつて、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの 二 支援法第二条第三項に規定する確認大学等（以下単に「確認大学等」という。）に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする認定試験合格者等（試験規則第三条の規定により高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となつた年度（次号ニにおいて「認定試験受験資格取得年度」という。）の初日から認定試験合格者等となつた日までの期間が五年を経過していない者（五年を経過した後も引き続き入学しようとする者）

とする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者（以下「機構確認者」という。）を含む。度であつて、認定試験合格者等となつた日の属する年度の末日から認定申請の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）

三 「略」

二 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 三 「略」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。イ 五万三千三百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1)

選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）を除く。以下この号並びに第四十条第一項第四号及び第五号において同じ。）である者の数及び当該者に準

とする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者（以下「機構確認者」という。）を含む。度であつて、認定試験合格者等となつた日の属する年度の末日から認定申請の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）

三 「同上」

二 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 三 「同上」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。） 次の(1)から(3)までに掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1)

多子世帯における生計維持者の扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者 十五万四千五百円未満

ずる者として文部科学大臣が定めるものの数の合計が三人以上であるものに限る。の扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するもの。選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

(2) (1)に掲げる者以外の者 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

「(3)を削る。」

ロ 五万三千三百円以上十五万四千六百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1) イ(1)に掲げる者 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること

(2) 選考対象者のうち、公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学するもの（(1)に掲げる者を除く。） 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

ハ 十五万四千六百円以上 選考対象者（イ(1)に掲げる者に限る。）及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

3・4 「略」
「項を削る。」

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

(2) 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学する者（(1)に掲げる者を除く。） 十五万四千六百円未満

(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の者 五万三千三百円未満

ロ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額 二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満）

「(1)を加える。」

「(2)を加える。」

「ハを加える。」

3・4 「同上」
5 第二項第四号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

第二十三条の七 機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額及び支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額及び支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五ヶ月を経過した後であつては、一年ごと）に行うものとする。

3 5 「略」

（認定の効力の停止等）
第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 五 「略」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当しなくなつたとき。

七 九 「略」

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。
一 五 「略」

第二十三条の七 機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五ヶ月を経過した後であつては、一年ごと）に行うものとする。

3 5 「同上」

（認定の効力の停止等）
第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 五 「同上」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当しなくなつたとき。

七 九 「同上」

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。
一 五 「同上」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当することとなったとき。

七 九 「略」
三 五 「略」

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 三 「略」

四 選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するものを除く。）が、公示対象学部等に在学する者として学資支給金の支給を受ける場合であつて、令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上であるとき。

五 選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するものに限る。）及びその生計維持者の有する資産の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。

令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 二 「略」

三 前項第五号に掲げる場合 十五万四千五百円

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当することとなったとき。

七 九 「同上」
三 五 「同上」

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 三 「同上」

四 選考対象者又は給付奨学生（第二十三条の二第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等に在学する者として学資支給金の支給を受ける場合であつて、令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上であるとき。

「号を加える。」

2

令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 二 「同上」
「号を加える。」

別表 適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。）。
停止	四「略」
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。）。
備考	一 修得した単位数の合計数が標準単位数の七割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。
一 三「略」	二・三「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表 適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。）。
停止	四「同上」
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。）。
備考	一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。
一 三「同上」	二・三「同上」

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和七年度における第一条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条第三項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）第一条の規定による改正前の別表第二」とする。

第三条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて、令和七年度に新規則第十八条第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力の停止が解除されたものに対する新規則第十四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独

立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）の施行の日の属する月又は令和七年十月」とする。

第四条 令和七年度における独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（以下「機構省令」という。）第二十三条の二第三項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）第二条の規定による改正前の別表」とする。

第五条 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の十二第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力が停止されたものに対する機構省令第二十三条の八第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）の施行の日の属する月又は令和七年十月」とする。